

福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準新旧対照表

平成 25 年 2 月 19 日
福岡県公安委員会規程第 4 号
(改正部分は、下線部分である。)

旧					新				
第 1 条～第 11 条 (略)					第 1 条～第 11 条 (略)				
別表 (第 7 条、第 11 条関係)					別表 (第 7 条、第 11 条関係)				
区分	項	違反事項	関係条項	量定	区分	項	違反事項	関係条項	量定
条例の規定又は条例に基づく処分を違反する行為	1	事業届出義務違反	条例第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 21 条第 1 号及び第 2 号	C	条例の規定又は条例に基づく処分を違反する行為	1	事業届出義務違反	条例第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 21 条第 1 号及び第 2 号	C
他の法令の規定を違反する行為	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 49 条又は <u>第 50 条第 1 項第 4 号 (同法第 22 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。)</u> 、 <u>第 5 号 (同法第 28 条第 1 項第 3 号に係る部分に限る。)</u> 若しくは <u>第 6 号</u> の罪に当たる違法な行為		A	他の法令の規定を違反する行為	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 49 条、 <u>第 50 条</u> 又は <u>第 51 条第 1 項第 4 号 (同法第 22 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。)</u> 、 <u>第 5 号 (同法第 28 条第 1 項第 3 号に係る部分に限る。)</u> 若しくは <u>第 6 号</u> の罪に当たる違		A

2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第50条第1項第4号</u> （同法第22条第1項第5号又は第6号に係る部分に限る。）若しくは第5号（同法第28条第12項第4号又は第5号に係る部分に限る。）又は <u>第52条第1号</u> の罪に当たる違法な行為		C	法な行為	2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第51条第1項第4号</u> （同法第22条第1項第5号又は第6号に係る部分に限る。）若しくは第5号（同法第28条第12項第4号又は第5号に係る部分に限る。）又は <u>第53条第1号</u> の罪に当たる違法な行為	C
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第53条第1号</u> 又は <u>第2号</u> の罪に当たる違法な行為		D	3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第54条第1号</u> 又は <u>第2号</u> の罪に当たる違法な行為	D	
3 4	福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第25条第1項第3号の罪に当たる違法な行為		A	3 4	福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第25条第1項第3号の罪に当たる違法な行為	A	
備考（略）				備考（略）			